



### ごみ集積場所を清潔に

ごみ集積場所は、収集日に一時的にごみを置く場所で、ごみ捨て場ではありません。いつも清潔にしましょう。

#### ●ごみの出し方に気を付けよう

時間外に出すとカラスなどに荒らされ、集積場所が汚れる原因となります。収集日当日の朝7時までには所定の場所に出しましょう。

#### ●ルール違反ごみをなくそう

分別や排出日を間違えると、地域によっては当番の人が分別し直して再度ごみ出しをしています。必ず各地域のルールを守ってごみを出してください。

町民課生活環境係 ☎985-4117

11月18日(日)執行の愛媛県知事選挙から、第3投票所が旧松前保育所から古城幼稚園に変更となります。投票にお出掛けの際には、投票所入場券を確認のうえ、お間違えのないよう注意してください。

▼変更後の投票所(第3投票区)  
古城幼稚園(筒井1387番地1)

▼対象者 本村地区、筒井地区(宗意原地区、新立地区を除く)、社宅地区にお住まいの人

▼変更理由 前回の選挙まで投票所として使用していた旧松前保育所が閉園し、今後使用する見込みがないため。

本村・筒井・社宅にお住まいの皆さん  
愛媛県知事選挙から当日投票所が変わります



## 松前の防災力

総務課危機管理係 ☎985-4103

### 国土交通省からのお知らせ 重信川堤防の防災状況

平成29年の台風18号により被災した重信川堤防の現状について、管理者の国土交通省から報告がありましたのでお知らせします。

#### ●漏水による堤防の被災状況

町では10箇所での漏水による堤防の被災が発生しました。

#### ●被災後の対応状況

全ての箇所、台風18号と同程度の増水があった場合でも保全できるよう応急対策を実施し、堤防の陥没があった場所は復旧しています。また出水に備えて土のうを配置し、出水時には巡視をしています。

#### ●復旧工事

被災箇所については、全て本年度中に復旧工事を完了させる予定です。



⑥陥没の復旧 ⑦応急対策  
⑧出水に備えた土のう配置

#### ●平成30年7月豪雨の出水状況

7月7日に出合観測所の水位は4.59mまで上昇しましたが、応急対応箇所には問題はありませんでした。

松前町公式防災  
フェイスブックページ



### 国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除、納付猶予や学生納付特例の承認を受けた人は、全額納めた時よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなりますが、この期間の保険料は10年以内はさかのぼって納められ(追納)、追納すると将来の老齢基礎年金額が満額に近づきます。なお、3年度以上前の追納は加算額が上乘せされます。

**▼申し込み方法** 年金手帳か納付書(基礎年金番号が分かるもの)、認め印(朱肉を使うもの)を持参し、左記窓口へお越しください。

☎松山西年金事務所国民年金課  
☎925-5175  
町民課住民係  
☎985-4106

◆平成30年度中に追納する場合の月額 ※古いものから納付

年度	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
20年度	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
21年度	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
22年度	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
23年度	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
24年度	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
25年度	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
26年度	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
27年度	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円
28年度	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円
29年度	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円

### 屋外広告物の表示には許可が必要です

町の許可無く、屋外広告物を表示・設置することはできません。しかし、現在無許可で表示・設置している屋外広告物が町内で多く見受けられます。無許可で表示・設置をすると、30万円以下の罰金に処される場合があります。きちんと申請をしましょう。

**▼屋外広告物とは**  
看板、立看板、はり紙やはり札・広告塔、広告板や建物などに表示されたもの など

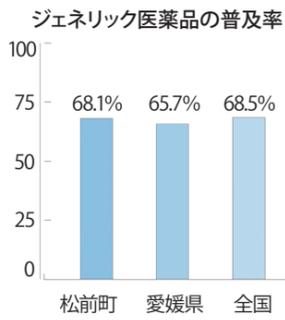
**▼申請方法** 左記窓口へお越しください。

☎まちづくり課計画建築係  
☎985-4124

### 安心して利用してください 「ジェネリック医薬品」を知っていますか

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。品質や安全性については国が審査をしています。

**Q 普及率はどれくらいなの?**  
A 現在町の普及率は約68パーセントで、全国平均を上回っています。なお厚生労働省は2020年9月までの目標普及率を80パーセントとしています。



**Q どのくらい安くなるの?**  
A 先発医薬品と比べて5割程度安くなります。

**Q 全ての薬にジェネリック医薬品があるの?**  
A 全ての薬にあるわけではありませんが、糖尿病や高血圧などの生活習慣病や花粉症などいろいろな病気の薬にジェネリック医薬品があります。

**Q どうしたら処方してもらえるの?**  
A 医師に相談し、処方箋が出たら調剤薬局でジェネリック医薬品を希望していることを伝えてください。

**Q ジェネリック医薬品を使用したくない**  
A ジェネリック医薬品の使用は強制ではありません。医師の意見や本人希望で使用したくない場合は無理に変更する必要はありません。

**Q 手元にある薬がジェネリック医薬品かどうか知りたい**  
A 医師や薬剤師に確認するか、インターネットで調べることができます。

かんじやさんの薬箱 ([http://www.generic.grip/index\\_sr.php](http://www.generic.grip/index_sr.php))  
☎保険課医療保険係  
☎985-4107

### 9月10日は「下水道の日」です

下水道の日は、下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

**▼松前町の下水道**  
平成14年度から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。

沿線の人は、下水道への接続をお願いします。

**▼下水道の役割**  
①さわやかな生活ができる  
トイレが水洗化されるので、衛生的で快適な生活に変わります。

②街がきれいになる  
家庭などの汚水が下水管に流れるようになり、害虫の発生を防ぎ街を清潔にします。

③川や海がきれいになる  
汚水が川や海などに直接流れず水質が保たれ、豊かな自然が守られます。

**▼下水道を利用する皆さんへ**  
公共下水道に汚水を流す場合は必ず使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。

☎上下水道課業務係  
☎985-4126



### 住宅・土地統計調査が行われます

10月1日に5年に一度の住宅・土地統計調査が行われます。

この調査は、全国の約370万の世帯を対象となる、住宅・土地に関する最も基本的な調査です。調査結果は、国や地方公共団体において、耐震や防災を中心とした都市計画の策定などに幅広く利用されます。

調査をお願いするお宅には、知事が任命した調査員が9月下旬に調査票を持って伺いますので、回答をお願いします(インターネットも可)。

調査内容を統計の作成以外の目的に使用することは一切ありません。

☎財政課統計電算係  
☎985-4101

### 歯を大切に

しかし、慢性微小炎症の代表格である、歯周病と糖尿病がやっかいなのは、自覚症状がほとんどないことです。そこで、かかりつけ医を持ち、定期的に検診をしてまだ治療が簡単にできるうちに手を打っておくことが大切になってきます。

しかし、一旦その手を緩めると、また元の木阿弥になってしまいます。つまり、一生自分の体を自己管理しながら、かかりつけ医を上手に利用しなければなりません。そして家庭医は、決して患者さんが規則正しい生活やバランスの取れた食生活を守れなくても、歯が磨けていなくても、叱責してはならないのです。

一番大切なことは、通い続けられるおおらかな雰囲気を持てることです。気軽に通い続けられることが何より大切であることは、多くの統計データが証明しています。

伊予歯科医師会監修



### 歯周病と全身の病気のお話 (2) 歯周病と糖尿病 ⑦ ~慢性炎症は手ごわい~

健康寿命の延伸にとって、最大の敵は慢性炎症の放置です。歯周病と糖尿病は、その本態は慢性微小炎症であるといってもいいかもしれません。

慢性微小炎症はストレス、たばこ、過度の飲酒、糖尿病、歯周病、内臓脂肪や人とのつながりが希薄であることなどが原因で起きます。痛みも熱もない非常に弱い炎症でも、慢性的に長く続くことで、血管や臓器の細胞を傷つけ、筋肉は萎縮し、動脈硬化、がんや認知症などを起こすリスクが増大します。この炎症をいかにコントロールするかが、健康長寿の鍵となるといっても過言ではありません。

9月20日から26日までは動物愛護週間  
ペットとの快適な生活を



「ペットを飼っている人」

ペットは私たちの生活に潤いとやすらぎをもたらしてくれ、一方でペットの飼い主は、ペットが健康で快適に暮らせるように、また社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにしていく責任があります。下に犬と猫の飼い方の注意点を記載しています。この機会に、ペットとの暮らし方を考えてみましょう。

町民課生活環境係

☎985-4117

「ペットを飼っていない人共通」

次の日程で動物愛護フェスティバルが開催されます。動物と触れ合える機会ですので、ぜひ参加してください。

▼日時 9月22日(土) 10時～

▼場所 ひめぎんグラウンド

(松山市恵原町592番地)

※雨天時は松山市保健所(松山市萱町6丁目30番地5)

▼催し物 動物とのふれあいコーナー、ポニーの乗馬体験、犬のしつけ方相談、迷子札の配布、動物グッズ、写真コンクール作品の展示など

☎愛媛県動物愛護センター

☎977-9200

犬を飼うときは



鳴き声が他人の迷惑にならないようにしましょう。必要以上にほえる場合は、その原因から対処することが大切です。毎日の散歩で運動不足によるストレスを防ぎましょう。また、散歩時にはふん尿の始末をきちんとしましょう。

猫を飼うときは



室内で飼いましょう。猫は環境を整えれば室内でストレスなく過ごせます。交通事故や猫白血病などの伝染感染症の危険から守ることもなります。

結婚50年目のご夫婦をお祝いします

金婚式を迎えるご夫婦のお祝いを、平成31年4月の各校区の老人クラブ総会に併せて行います。

町内在住で結婚50

年目(昭和44年中に結婚)のご夫婦は、各校区の老人クラブ会長が健康課地域包括支援センター係まで



- ご連絡ください。
- ☎松前校区会長 今井 公昭 ☎984-7018
  - 北伊予校区会長 弓達 利雄 ☎984-1772
  - 岡田校区会長 杉 正信 ☎984-0053
  - 健康課地域包括支援センター係 ☎985-4205

「まさき文化祭」参加者を募集します

【獅子舞競演会】

▼日時 10月27日(土)、28日(日)



※時間は調整します。

▼場所 文化センター

▼資格 各分館獅子舞保存会ほか

▼申し込み方法 はがきか電話

で、住所、団体名、代表者名、電話番号を伝えてください。

▼フリーマーケット出店者

▼日時 10月28日(日) 10時～16時

▼場所 庁舎前駐車場

▼資格 町内在住の個人か団体(業者不可)

- ▼参加費 無料
- ▼出店品 家庭の余剰品、手作り品など(飲食物、動物は不可)
- ▼申し込み方法 はがきに住所、氏名(団体名・代表者名)、電話番号を記入し郵送してください。



【共通事項】

▼締め切り 9月25日(火)

▼申込先・問い合わせ ☎791-3192

松前町大字筒井631番地 松前町役場社会教育課生涯学習係 ☎985-4135

飲食店を営む皆さん  
はだか麦認定店になりませんか



お店の料理に、はだか麦を使ってみませんか。新しいお菓子の開発や、いつものメニューにはだか麦をプラスするなど、はだか麦を使ったメニューを販売する飲食店を募集中です。ふるって応募してください。

▼応募方法 産業課に電話でお問い合わせください。

▼締め切り 平成31年2月28日(木) ※現在、6店舗を認定中。認定店の詳細は、町のホームページか次のQRコードを読み込んでください。

▼応募先・問い合わせ 産業課商工水産観光係

☎985-4120



「おたたさん」と交通安全フェア

今年は10回目を記念し、愛媛県警と合同で行います。交通安全について一緒に学びましょう。

- ▶日時 9月28日(金) 10時～12時
- ▶場所 エミフルMASAKI 東側屋外駐車場
- ▶内容 安全運転サポート車の乗車体験、シュミレーターなどを活用した安全教育、白バイ・パトカーとの記念撮影など(雨天時は一部内容を変更します)

☎町民課コミュニティ係 ☎985-4228



交通災害共済に入りませんか

随時加入  
受け付け中

- ▶加入資格 町内に住民登録のある人や加入者の被扶養者で町外に居住している人
- ▶掛け金 大人700円 中学生以下300円
- ▶共済期間 加入日の翌日から平成31年3月31日

☎町民課コミュニティ係 ☎985-4228

まさき町 産業まつり  
たわわ祭 出店者募集

町の産業の魅力を多くの人に知ってもらうことができる絶好の機会です。ぜひ応募してください。

- ▶日時 11月10日(土)、11日(日) 9時～16時
- ▶場所 まさき村店舗前駐車場(エミフルMASAKI敷地内)
- ▶資格 11月10、11の両日とも参加できる町内の企業、組合、個人事業者、松前町商工会加入事業者、町内で活動する公共性のある団体 ※ 宗教的・政治的活動団体は除きます。
- ▶出店内容 特産品などの展示販売、飲食などの実演販売、企業展示・PR、団体によるバザーなど
- ▶申し込み方法 申込書に必要事項を記入し、窓口に出すか郵送、メール、FAXで申し込みください。 ※ 申込書は、産業課と商工会の窓口で配布している



ほか、町ホームページからダウンロードできます。

- ▶締め切り 9月26日(水)
- ▶申込先・問い合わせ
  - ・産業課商工水産観光係 ☎791-3192 松前町大字筒井631番地 ☎985-4120 FAX 985-4147
  - メール 212syoko@town.masaki.ehime.jp
  - ・松前町商工会 ☎791-3110 松前町大字浜809番地1 ☎984-1427 FAX 985-0913
  - メール info@masakisci.or.jp